

炭鉱合理化政策の開始と失業問題（続）

藤 野 豊

はじめに

小稿は、前稿⁽¹⁾を継承するものである。したがって、戦後の炭鉱合理化政策をめぐる先行研究への見解、およびわたくしの問題意識については、前稿で述べたので、小稿では省略する。また、大手炭鉱と中小炭鉱の区別の基準についても、前稿で述べたので説明は省略する。前稿は、1949年～50年に開始された炭鉱合理化政策をめぐる石炭業界などの経済界の対応、合理化の下の炭鉱労働者の生活実態について述べ、合理化を進めた国策については紙数の関係で検討することができなかった。そこで、小稿は、炭鉱合理化政策を開始した第3次吉田茂内閣の認識、とりわけ合理化の結果として予測される炭鉱労働者の大量失業に対する認識について検討を加える。また、その前提として、失業問題に対する労資の認識にも言及しておく。そして、そのうえで、1954年～55年の深刻な炭鉱不況下の炭鉱労働者の生活実態について、筑豊地方を中心に明らかにする。前稿と小稿をとおして、1955年に公布された石炭鉱業合理化臨時措置法による炭鉱に対するスクラップ・アンド・ビルド政策、すなわち中小炭鉱を切り捨て、大手炭鉱を守る政策の検討への準備とする。

1. 炭鉱合理化をめぐる労資の論理

1949年4月、分裂していた炭鉱の労働組合は、日本炭硯労働組合連合会（炭労）の下に組織を統一、これにより炭労は全国の炭鉱労働者の9割以上の48万名余を組織することになり、5月には二次にわたり賃金をめぐる24時間波状ストライキを敢行した。この組織統一は、労組側が合理化に対する危機感を強めたからにはほかならない。

しかし、大手炭鉱の労働者と中小炭鉱の労働者の間には、その危機感には格差があった。特に退職手当の交渉について、大手炭鉱の労組は地方別、個別の交渉を主張し、中小炭鉱の労組は中央交渉を主張して対立、5月20日から開いた炭労の大会で地方別交渉とすることが確認されると「一、二の代議員から、中小炭硯の労働者は、既に一文の退職手当も支払われなくて続々と失業の巷に放り出されつゝ、今後行われる企業整備に伴う失業者の悲惨な生活問題と併せて考えるならば、この問題は極めて重大である」という発言がなされたにもかかわらず、「大会は殆んど何等の反応を示さず」、炭労自身が「不可解」という感想を漏らす事態ともなっていた。⁽²⁾炭鉱合理化政策がもたらす中小炭鉱労働者の犠牲に

ついて、この時点では、大手炭鉱労働者は重視していなかった。

その後、配炭公団の廃止が現実化してくると、7月20日、炭労は配炭公団従業員組合と連名で声明を発し、「低賃金、中小炭鉱の崩壊、大手筋炭鉱の企業整備により失業者は巷に氾濫し炭鉱労働者の生活は益々深刻な事態を惹起し」ているとして「石炭統制の存続、石炭統制機構の民主化」を求めた。炭労は配炭公団の廃止により失業する炭鉱労働者は約15万人に及ぶと認識していた。⁽³⁾ 8月6日、炭労は炭鉱危機打開対策委員会を発足させる。⁽⁴⁾ 炭労は、この年、炭鉱合理化政策による企業整備の名の下に三菱、三井、昭和電工などの大手炭鉱が打ち出した解雇攻撃への対応に忙殺されている。⁽⁵⁾

一方、経営者側はどの程度の危機感を持っていたのか。石炭鉱業界には2つの全国規模の業界団体が存在した。戦時中は石炭の統制機構として1941年11月に石炭統制会が設立され、戦後、1946年5月、その事業は日本石炭鉱業会に受け継がれた。しかし、日本石炭鉱業会はGHQの方針により解散、それに代わる自主的な業界団体として1948年3月に誕生したのが、日本石炭協会である。協会には、当初、大手、中小を含めた400余の炭鉱会社が参加した(1951年3月に中小炭鉱は脱退)。また、1946年12月には、炭鉱の労働組合に対処し、労働問題の処理に当たる経営者団体として、日本石炭鉱業聯盟も結成された。⁽⁶⁾ 前稿でも断片的には言及したが、ここで、あらためて炭鉱の経営側が、合理化が生み出す失業問題に対して、どのような認識を持っていたかを検討しておきたい。

日本石炭協会は、業界の情報誌となる『石炭情報』を1949年6月から旬刊で刊行し、毎号、巻頭の「動静」欄で、炭鉱業界の動きを報じている。それによれば、9月の配炭公団廃止までは「石炭産業は早くも重大な段階に追込まれて来た」と言いつつも、「生産業者は一日も早く販売部門の整備と運転資金の手当を準備し、切替時の混乱を最小限度に止めて円滑な荷渡の実現を期さねばならぬ」と、まだ余裕があった。⁽⁷⁾ その後も、配炭公団の廃止が「炭鉱の自由競争を誘致し、合理化が促進されて、上質炭が低廉に供給される健全な石炭鉱業の生産構造が形造られるであろうか、或いは当面の極端な供給過剰から惹起する乱売等の恐慌状態が、弾力性の乏しい石炭鉱業の根底を揺がして経済基建の基盤を崩壊に至らしめないだらか」と、功罪両面があるというような曖昧な評価に終始していた。⁽⁸⁾

しかし、配炭公団廃止後は、一気に危機感を高めている。「全国の炭鉱労働者の九月中の減少数は約六九〇〇人となつていて今春來の毎月減少約五〇〇〇人と大差はないにも拘らず、九月中の閉鎖炭鉱は案外多く、一部情報に依れば九州五二鉱、常磐一三鉱となつているから、未詳の山口と北海道を加えると相当数の炭鉱が既に閉鎖されている」と閉山の多さを憂える記事が登場し、⁽⁹⁾ 「今日のこれ等悲運に際会した炭鉱を唯その儘に放置していることは、政府としても一考を要する問題であろう」⁽¹⁰⁾ 「政府は従来の増産政策の犠牲と見られる休廃止に迫られた炭鉱に対し何らの顧慮を加えていない、炭鉱企業の自由競争

二ヶ月で優勝劣敗の趨勢は漸く判然として来たが、劣者に対しこの儘で政府として放置し得る義理のものであろうか」⁽¹¹⁾などと、強い口調で政府に救済策を求めるに至る。石炭協会が政府に求めたのは、経営が悪化した中小炭鉱に対する特別金融措置であり、⁽¹²⁾「石炭鉱業に於ける中小炭鉱問題は、石炭鉱業が増産国策に踊らされ、増産の至上命令をつい数ヶ月前迄与えられていたことで、特に政府の善処が望まれる問題である」と、政府の責任にまで言及している。⁽¹³⁾ 石炭協会は、経営者の団体であるため、労働者の失業問題には触れないものの、閉山に追い込まれる中小炭鉱については国策で救済することを主張していた。

一方、日本石炭鉱業聯盟においても、1949年4月～1950年1月の炭鉱休廃止数が209件に達し、月別には配炭公団が廃止された9月に最も多く、そのほとんどが「弱小炭鉱に属した」こと、および、1948年12月に45万7000人もいた炭鉱労働者が1950年4月には37万7000人にまで急減したことについて、「企業自立のための合理化が大半の理由」であったことを認めた。そして、1949年の労働争議でも賃金延払、賃金減額、解雇、退職手当など「企業整備を反映したものが著しく増加してきた」と、合理化のなかの失業問題の深刻さを認識していた。⁽¹⁴⁾

2. 第3次吉田茂内閣と炭鉱合理化

前稿で述べたように、1949年3月から開始された炭鉱合理化政策の下で、中小炭鉱を中心に労働者の解雇が激化した。すなわち、合理化の現実策として労働者数の削減が進められたのである。

では、この事実について、管轄官庁である商工省の外局石炭庁はどのように認識していたのであろうか。石炭庁開発局長中島征帆は、石炭増産に向けての合理化は「結局の処、労働能率の向上という一事に帰着する」と述べ、それ以外の合理化方策として、機械化、切羽の集約、坑内保安の改善、技術教育の向上をあげている。しかし、こうした施策を実施できるのは、資金に余裕がある大手炭鉱に限られる。結果、中小炭鉱でも可能となる合理化は、人事面に集中する。事実、中島は、「労務能率向上のための最大の課題」は採炭夫の比率を高めることとともに「老齢及び不良の労務者を整理し、未熟練の労務者を再教育して、労務構成を堅実ならしめるならば、出炭能率の増進は期して待つべきものがある」とも述べている。⁽¹⁵⁾ また、石炭庁次長渡邊誠は、九州石炭協会長山川良一との対談で、炭鉱合理化について「犠牲を最小限度にとどめるには、まず能率をあげる以外にない、それを考える場合には出勤率を良くするなどということは一番楽なことで、これは経営者も労働者も反省しなければならない、みんな反省してこれを早く忠実に実行に移すということをやらなくちゃ炭鉱はつぶれてゆくことになる、最善の努力をつくさなければ助けないと

ということですね」と、炭鉱経営者への恫喝とも受け取れる発言をおこなった（『西日本新聞』1949年3月20日）。国策を立案する側は、炭鉱合理化にともなう労働者の負担と犠牲を当然視していた。

こうした発言を裏付けるものが、石炭庁が1949年3月29日に作成した「石炭鉱業の合理化に関する法律案」である。民主自由党を基盤とし、民主党犬養派と連立した第3次吉田内閣は、3月24日、第5回国会に、炭鉱経営者に対し、1947年7月6日～1948年6月21日の期間に「その者の責に帰することのできない事由による損失で、生産の確保のため避けることのできなかつたと認めるもの」について、公債により補填するという石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案を提出し可決、3月31日に公布しているので、「石炭鉱業の合理化に関する法律案」は、これに関連して作成されたものと考えられる。

この法案は、「石炭鉱業の経理を改善し、労働関係の正常化を促して、その経済的自立と責任制の確立を図る」ことを目的とし、債務の処理などの経営合理化に対する商工大臣、石炭庁長官、各石炭局長の監督、命令、指示を強め、さらに坑内労働者と坑外労働者の比率で、前者を4とした場合、後者の割合が6を超えない限り新規の雇用を禁じることを明記していた。そして、この法律の目的遂行に対して「熱意を有せず又は成果が挙がらない」と認められた炭鉱を「封鎖指定炭鉱」にすることができることも明記していた。この法案は上程されることはなかったが、法案の文書には、3月29日にはESB（経済安定本部）と「談合済」で、労働省とも「下打合」とメモ書きが残されている。合理化に向けた石炭庁の強硬な姿勢をうかがうことができる。⁽¹⁶⁾

この第5回国会では、石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律の成立のほか、配炭公団廃止に向けて配炭公団法の改正がおこなわれ、同改正法は6月7日に公布されている。この法改正により、大手炭鉱の意向に沿い低品位炭は公団の取り扱いから除外されることになり、低品位炭を産出している中小炭鉱の危機は深まっていく。⁽¹⁷⁾ また、この国会の会期中、石炭庁は5月24日に資源庁に吸収統合され、資源庁は25日に商工省が改組された通商産業省の外局となっている。こうしたなか、この国会では炭鉱の失業問題についてどのような議論がなされたのか。以下、この議会での議論から吉田内閣の意向を検討しておく。

吉田内閣は、当初、ドッジ・ライン実行により予測される失業問題について、全般的な対策の必要を認め、1949年2月に当面の全産業の失業者数を188万人と推定し対策原案を閣議決定したが、1949年度予算編成で公共事業費と失業対策費が大幅に削減されたため、6月24日の閣議で、吉田首相は「失業者は主として見返資金の運用などにより生産増大で吸収するとの方針」を表明した。⁽¹⁸⁾ このような失業対策の後退は、炭鉱政策にも反映した。

当時、内閣は、炭鉱全労働者中の坑内労働者の割合を配置転換により引き上げ、坑内労

働者6割、坑外労働者4割にすることを炭鉱合理化政策の基本としていた。1949年3月25日、衆議院商工委員会で、合理化により大量の失業者が出るだろうという川上貫一（日本共産党）の質問に対して、商工大臣稲垣平太郎は坑外労働者を坑内労働者に配置転換することで「失業者を出さない」と答弁した。⁽¹⁹⁾ さらに、4月14日、衆議院経済安定委員会で、森山欽司（民主党野党派）が、炭鉱合理化によって「今後生ずるであろう失業問題」への対策について質問した際は、答弁に立った総理府事務官村田繁は、この点については何も答えなかった。⁽²⁰⁾ 森山は4月18日にも同委員会で合理化のなかにある「数十万の炭鉱労働者の処置」をどうするのかと質すが、これに対して経済安定本部動力局長次田中茂は「お話のように数十万も失業者を出すというような程度の打撃はないと思いますけれども、しかしある程度の打撃はある」と、失業者が出ることは認めつつも、「この問題につきましてはまだ最終的な結論に達しておりません」と、明確な答弁を避けた。⁽²¹⁾

さらに、5月10日には、衆議院商工・労働委員会連合審査会において、青野武一（日本社会党）は、中小炭鉱では「経営者も労働者も恐らく全面的につぶれていく運命に今日はある」と述べ、炭鉱の失業問題についての商工省の対策を質すが、稲垣商工相は、この点に対して答弁をおこなわなかった。そこで、青野は再度、この点について質問をするが、これに対しても、稲垣は「まだはつきりお答えする時期には到達しておりません」と回答を拒んでいる。⁽²²⁾

同じ10日、衆議院商工委員会では炭鉱問題に関する参考人からの意見聴取がなされており、参考人のなかには、炭鉱経営者とともに炭労副会長の柴田圭介と同執行委員の一條與作も含まれていた。柴田は、配炭公団の廃止により5万人の炭鉱労働者が失業すると予測し、政府は、それに対する失業対策を「まず劈頭に出すべきが当然である」と、失業対策の欠如を指摘し、一條は、現在「生死の境を彷徨する」炭鉱労働者とその家族は4万と推測し、「これに事業用品、生活必需物資等を供給する商工業者を加えまして、デフレと失業のるつぼの中はほうり出されるという重大な社会不安が現出する」と警告、こうした事態は「今日まで及ばずながら日本経済復興の為に、孜々営々として働いて来ましたわれわれにとつては、まったく納得できない痛恨事だ」と発言した。⁽²³⁾ 翌5月11日にも、衆議院労働委員会で石野久男（労働農民党）が、デフレ下で発生する失業者の政府の見込み数は「非常にでたらめ」だと非難し、常磐炭田では労働者4万7000人中3万2000人が失業するであろうと内閣を追及するが、経済安定本部総務長官青木孝義は炭鉱合理化による失業者数については「考えておりません」と答弁するのみであった。⁽²⁴⁾

このように、炭鉱合理化による失業者の大量発生について野党が追及しても、吉田内閣は明確な答弁を避け続けた。そこで、5月13日、衆議院議院運営委員会で松井政吉（日本社会党）は、「中小炭鉱の崩壊によつて起こる失業者は八万八千の数字になつている」と

述べ、「明瞭に石炭の問題だけはきよう解決してもらいたい」と、早急な政府の対策の明示を求めた。⁽²⁵⁾そして、この日、衆議院本会議の場でも、今澄勇（日本社会党）は、配炭公団の廃止は「全国中小炭鉱四百六十鉱、九万に及ぶ炭鉱労働者の死活の問題として、宇部、常磐及び九州、北海道の一部において大動揺を来たしておる」にもかかわらず、「政府は、これらの中小炭鉱のその崩壊のあとの責任、九万余に及ぶ労働者の失業、生活保障というものには何ら触れておられない」「政府は、こういつた政策の急極端なる百八十度の轉換によつて生み出されるところのこれらの炭鉱労働者とその企業者に対して、いかなる形において責任をとろうとするか」と、厳しく政府を追及した。これに対して、労働大臣鈴木正文は配炭公団の廃止により影響を受ける労働者は「大よそ七万人前後」と、はじめて予測される失業者数を示し、「失業者諸君に対しましては、退職手当等において十分の考慮を払うとともに、この配置転換及び失業救済事業等に別個に適宜の方策を講じたい」と、具体的な失業対策についても言及した。しかしながら、続いて答弁に立った稲垣商工相は、能率の向上や洗炭設備の改善などで中小炭鉱への影響に対処できるという楽観的な見解を示した⁽²⁶⁾。労相の鈴木が具体的な答弁をおこなったのは、当時、炭労のストライキに直面しており、中小炭鉱の失業問題についてのきびしい現実を認めざるを得なかったからであろう。

5月18日、衆議院労働委員会で、常磐炭田にある福島県内郷町の町議会議長よりの「失業対策に関する請願」を審議した際、紹介議員の春日正一（日本共産党）が内郷町の中小炭鉱では3000人の失業者が出ているが、町の財政では対応できないので、国による失業対策を求めると発言すると、労働政務次官山崎岩男（民主党犬養派）は、福島県、および隣接する平市とも連携して最も適した失業対策を実施したいと答弁した。⁽²⁷⁾こうした鈴木や山崎の現実を踏まえた答弁がなされる一方、稲垣の答弁は炭鉱の現実から遊離したもので、労働省と商工省との間には認識の差があった。すくなくとも鈴木や山崎の認識は、吉田内閣の統一された認識には至っていなかった。商工省は炭鉱労働者への失業対策について、きわめて消極的であった。

それどころか、5月14日に、衆議院商工委員会で聽濤克己（日本共産党）が、あらためて中小炭鉱で9万人の失業者が出るのではないかと質すと、稲垣は「山がつぶれる、あるいは失業者が出るということ予測することはできない」とそれを強く否定したのである。⁽²⁸⁾5月16日には参議院商工委員会でも、田中利勝（日本社会党）が、「常磐地方において七〇%、或いは宇部炭鉱の方では五〇%、中小炭鉱が事実上閉鎖しなくちやならない」「低品位炭鉱の中小炭業に従事する炭鉱労働者八万の人間が失業する」「二百七、八十も事実上閉鎖しなくちやならん」と具体的数字をあげて失業対策を求めるが、これに対しても稲垣は「大分数字にお考え違いがある」と、取り合わなかった。⁽²⁹⁾

稲垣のみではない。首相吉田茂も、炭鉱の失業問題について無責任に放言している。5月17日、参議院労働委員会で、原虎一（日本社会党）が、配炭公団の廃止により、全国で8万8000人の労働者が失業し、その家族を含めると40万人が被害を受けるが、政府はそのような政策をあえて断行して「大資本系統の炭山を擁護する」一方、失業対策への考慮がないと激しく吉田内閣の責任を追及すると、吉田は、政府としては失業対策に「万全を期する考え」であるが、「政府の施策について御信用がないと言われればそれだけの話」と言い放って、具体的な施策については何も答えなかったのである。⁽³⁰⁾

また、参議院商工委員会では、5月19日、配炭公団法の改正案について証人を招き審議をおこなった。このとき、証人となった常磐の中小炭鉱経営者鈴木傳明（大和炭鉱株式会社社長）は、政府は中小炭鉱が「自滅するのを傍観するというような態度」であると喝破し、⁽³¹⁾ 証人の炭労会長武藤武雄の代理で発言した炭労副会長柴田圭介も法改正により「七十炭鉱一万一千というものが、完全に犠牲を受ける」と指摘して、⁽³²⁾ 配炭公団廃止に向けて中小炭鉱からの失業者が激増すると訴えた。そして、以後、前稿でも詳述したように、いくら政府が炭鉱合理化による失業問題を軽視しようと、事実において、以後も失業者は増加していくのであった。

こうした現実のなか、配炭公団の廃止が迫ってくると、政府の対応にも変化が生じる。8月10日、衆議院商工委員会で川上貫一（日本共産党）や今澄勇（日本社会党）の追及を受けた通商産業省事務官中島征帆は、配炭公団廃止により閉山する炭鉱と失業する労働者が出ることをついに認め、⁽³³⁾ 8月29日の同委員会では、通商産業技官田口良明が、明確に予測される炭鉱の失業者は「三万人程度」と具体的な数字をあげたのである。⁽³⁴⁾ しかし、その一方で、中島は、炭鉱の失業者に対して特別な施策をおこなうことは「今のところ考えておりません」と否定していたし、⁽³⁵⁾ 8月30日の同委員会でも、通商産業政務次官宮幡靖（民主自由党）も、炭鉱の失業者には一般の失業対策で対応し、特別な施策の「用意はございません」と断言したのである。⁽³⁶⁾ 稲垣通産相もまた、中小炭鉱から失業者が「出るかもしれぬ」と言いつつ、「大体中小炭鉱の労務者の方たちは、ある意味において半鉱であり半農である方も非常に多いのでありまして、こういう方面に吸収され得る」、新しい炭鉱の開発や「電源の開発におけるところの隧道の掘鑿というような面にも、労務者の方は相当吸収できる」と楽観的で、新たに特別な対策を打たなくても、炭鉱の失業問題は解決できると強調していた。⁽³⁷⁾

この様に、吉田内閣は、炭鉱から多くの失業者が発生している現実を前に、失業問題の存在は否定できなくなるが、ドッジ・ラインの下、他の産業分野でも失業者が激増しているため、特に炭鉱の失業者への特別な施策を否定したのである。

資源庁は1950年4月にまとめた『石炭鑛業の問題—統制撤廃後六ヶ月の経過—』とい

う記録のなかで、冒頭、前年9月の配炭公団廃止時における問題として、「生産条件、経営状況ともに劣悪な中小炭鉱が自由価格および自由販売態勢への急激な切替えによつて蒙る打撃をどうするか。さらに廃山休坑に伴う失業問題の拡がりほどの程度のものか」という認識があったことを認め、1949年4月～8月に炭鉱の全部休廃止が48件、一部休廃止が32件あったこと、1948年12月末現在で45万7476人を数えた常勤の炭鉱労働者が、1949年8月末には41万2457人に減少していることも指摘している。したがって、中小炭鉱労働者の失業問題は国家が直面する重要な社会問題であることを資源庁は十分に理解していたはずである。しかし、資源庁は、休廃業する炭鉱の「殆んどすべてが弱小炭鉱に属するものであるのは、止むを得ないことであろう」と述べるに止め、それ以上の言及はおこなっていない。⁽³⁸⁾ 炭鉱の合理化を進めるうえで、中小炭鉱の休廃業は「止むを得ない」ものとして、政策から切り捨てられたのである。片山哲内閣で経済安定本部官房次長を務めた稲葉修三が言うように、炭鉱合理化により「大手筋炭鉱を中核とする石炭産業の基礎が漸く確立されよう」としていた。⁽³⁹⁾

3. 炭鉱不況下の失業者問題

その後、1950年の朝鮮戦争勃発による「特需」で国内経済は活況を呈し、石炭需要は拡大し、炭鉱は息を吹き返す。しかし、朝鮮戦争が停戦、休戦に向かうと、経営側は「特需」後の不況に備え、賃金据え置きなどの合理化を進め、労働組合と対立、炭労は1952年10月13日から63日間の長期ストライキをおこなった。このため、石炭の供給が停滞し価格が高騰、政府が外国炭を緊急輸入した結果、国内炭の供給過剰となり、1954年～55年、深刻な炭鉱不況が広まった。さらに石炭より安価で需給も安定している石油への信用が高まり、石炭から石油へのエネルギー革命も進行していく。炭鉱労働者は、ここに新たな危機に直面する。

経済審議庁（経済安定本部が1952年8月1日に改組）計画第一課の宮崎勇は、1954年秋、炭鉱不況について次のような分析をおこなっている。すなわち、朝鮮戦争の特需に加えて渇水により水力発電量が減少したことで電力用の石炭需要が増したため、1951年度の石炭総生産は戦後最高の水準に達したが、1952年度に入り、その理由は特需の終了に加えて、水力発電量の復活、輸入石炭の増加、炭鉱の労働争議による生産量の減少などの理由で、情勢が一変、1953年度には、重油の輸入増加などで国内石炭の需要減少が進み、秋口から「生産抑制措置」が現実化し、その手段も非能率炭坑の閉鎖から人員整理という広汎な範囲に及んだ」と述べる。宮崎は、こうした状況分析を基に「今日の石炭不況はかなり深刻なものであつて、その解決策等も亦一時的なものでは不可能であろう」と判断し、大手炭鉱と中小炭鉱の対立、大手炭鉱間の競争が激化し、さらに「企業の合理化によつて労

働面に対する圧力」も「一段と激化してくることは必至」と、展望した。そして、予測される中小炭鉱の労働者の解雇にも目を向け、「救済対策、雇用対策のない限りこれを従来のように「好ましき脱落、ということ片付けてよいものか疑問である」「石炭業を「衰退産業、と諦めるのは、経済の自立をも諦める敗北主義である」と、石炭産業の防衛策と労働者の救済策の必要を力説したのである。⁽⁴⁰⁾ 宮崎は、後に経済企画事務次官となり、さらに村山富市内閣の経済企画庁長官に就任しているが、若き日の宮崎のこうした認識は、以後の国策に反映されたのであろうか。以下、朝鮮戦争下の「特需」景気から一気に炭鉱不況に向かう炭鉱合理化政策について検証しよう。

基本的には、経営側も政府も、この時期、一貫して炭鉱合理化を推進する。企画院第7部長から日本能率協会理事長に転じ、「合理化と云うのが、現在の我国産業の命題である」と語る森川覺三は、1950年夏に北海道各地の炭鉱を訪れた際、「何処へ行つても合理化の香りも嗅げないこと」を不思議に思ったという。そして、その不思議の1つに「米国の五十倍の坑外夫を使つて居る。事務員も驚く程多い」事実をあげ、それを放置している炭鉱幹部の「温情主義」を批判し、さらなる合理化の徹底の必要を主張した。⁽⁴¹⁾ これは、通産省の認識とも共通し、通産省事務官柴崎芳三は、「石炭鉱業の合理化が産業界の強い関心事」だと述べ、産業合理化審議会石炭部会の第二回答申案をもとに、1946年度に55.5%だった坑内労働者の割合が1951年10月には62.6%まで増加したことを合理化の成果と認め、さらなる「能率の飛躍的向上」を求めていた。⁽⁴²⁾ 同じく、通産省石炭局炭政課の山中恒は「わが国の国内に賦存する唯一の工業原料ともいべき石炭の積極的開発と合理化を図らないで、ただ当面の製品コストの引下げにのみ重点をおいて安価な外国炭の輸入と重油転換を促進しようとするのは、ただでさえ脆弱なわが国経済の基盤を一層弱体化する懸念なしとしない」と述べ、そのうえで「国内石炭を最大限に活用しようするためには石炭鉱業の合理化を果敢に行う以外にはな」と力説した。そして、そのためには、斜坑の堅坑への切り換えなどの技術面の改良や機械化などとともに直接、採鉱に携わらない「間接人員を合理化することを求めていた。⁽⁴³⁾

また、三菱経済研究所は、1952年に入り「石炭鉱業は需給の緩和から一部下級炭の過剰傾向が示され」たため、1951年のような「好況の可能性は乏しいなど新しい時期に入った」と判断し、「企業合理化の必要は依然として大きい」と主張した。⁽⁴⁴⁾ 『東洋経済新報』も、産業合理化審議会炭鉱合理化審議会の「石炭鉱業の合理化に関する答申書」をもとに、配炭公団廃止後、労働者は減少しているが出炭量は増加している事実をあげ、「機械化による労働力節約が無視できない」と述べている。⁽⁴⁵⁾

経営側においても、常磐炭田の大日本炭礦の社長岩川與助は、60%を占める炭鉱の人件費を機械化により48%まで下げることが「石炭業界当面の目標」と明言した。⁽⁴⁶⁾

こうした合理化推進論が高まるなか、特需景気も終焉した1953年に入ると、「首切り合理化の嵐がいつせいに各山を吹きまく」る。合理化は中小炭鉱のみならず大手にも影響し、常磐炭砦では3500名の自然消耗による減員が企業側の目標とされた。石炭鉱業聯盟にも各炭鉱からの閉山48炭鉱、労働者解雇25炭鉱という情報が伝えられているが、同聯盟では「従業員百名以下小炭鉱の状況が分からないため、実際はもつと深刻なものだろう」と憂慮していた。⁽⁴⁷⁾

山一証券では、石炭から重油への転換は今後も一層進むとみなし、「休廃止する炭砦も続出する」が、「三井、三菱、北炭、住友等大手筋石炭会社」は合理化がかなり進められており、好況期の蓄積も大きいので「二割程度の配当」は可能だろうと予測している。結局、「窮地に立たされるのは中小炭砦」ということになる。⁽⁴⁸⁾ 日本石炭協会調査部財務課長岩田正三は、「石炭鉱業の合理化とは、簡単にいえば、拡散せる採掘箇所を集約して一採掘箇所の出炭量を増加することに尽きる」と述べ、その手段として「堅坑開鑿を中心とする抜本的合理化」の必要を力説する。そして、それには多額な資金を要するため、資金を確保するために「輸入炭、重油転換の圧迫」の軽減や低利・長期の設備資金の確保を求めた。岩田は人員整理については一言も触れていないが、⁽⁴⁹⁾ 現実には、合理化策として人員整理が進められていく。1952年10月に通産省石炭局調整課長に就任した町田幹夫は、合理化とは「結局、人員をできるだけ減らすということ」だったと回想している。⁽⁵⁰⁾

人員整理については、大手炭鉱の労働者といえども楽観はできなかった。まず希望退職者を募り、その数が予定人員に達さなければ、退職勧告をおこない、それに応じなければ解雇が実施された。三井炭山では、1953年8月7日、社長より「企業合理化要綱」が労組側に示されるが、それによれば全労働者の13%弱にあたる6700名の人員整理が予定されていた。この件について、労組との団体交渉も開かないまま、会社側は整理人員を減少させ、特別退職加給金を増額したうえで要綱を一方的に実施することを労組側に通告した。これに対し、鉱員組合、職員組合ともに反発し、8月末から激しい争議となっていく。ここで、注目すべきは、要綱のなかで、会社側が示した退職勧告基準である。

三井炭山が示した基準はきわめて多岐にわたる。まず、53歳以上の者、50歳以上で正常な勤務を期待できない者、勤続年数坑内3年未満の者など、年齢が高いか勤続年数が少ないものが対象とされた。次に「心身の故障、知能の低劣、その他により正常な勤務を期待できない者」があげられ、具体的には「色神、極度の近遠、乱視、難聴、義手義足等」「癲癇」「アルコール中毒、ヒロポン等の麻薬常習患者」「精神分裂症」「神経痛等の持病を有する者」「私傷病療養満期者」「労災法による身体障害等級六級以上に該当する者」「事故常習者」などが例示されている。このうち「私傷病療養満期者」とは、結核のため1年半以上継続して欠勤の者や、結核以外の病気で継続して1年以上欠勤の者を指す。さらに、「低能率者」

「出勤不良者」「業務に対する協力性乏しき者」や喧嘩や酒乱の常習者など「素質乃至素行不良の者」「家庭的に責任度の軽い者」「人員過剰職種に該当する者」も退職勧告の対象とされた。こうした多様な条件を駆使すれば、会社側は恣意的に労働者を解雇することが可能であろう。そして、退職後は1か月以内に社宅、寮の明け渡し義務付けられていたので、労働者は職と住を同時に失うことになる。大手の三井鉱山においても、過酷な合理化が企図されていたのである。⁽⁵¹⁾

こうした状況のなか、炭労は1953年4月6日～8日、第1回企業整備反対闘争委員会を開き、「首切り及び首切りに連なる大巾な配置転換、標作引上等についての反対並びに労働条件の切下げ反対」についての闘争をおこない、特に中央においては「首切り反対を主標」とすることを決定した。そして、6月15日～17日には第2回委員会を開き、そこで「中小炭鉱の在り方」という文書に基づき闘争することを決定した。この文書では、朝鮮戦争の特需景気に乗って「泡沫の如く出来た弱小炭鉱並びに洗炭業」については特需景気とともに「消え去る運命」にあり、「このような小炭鉱は経営規模の貧しさと、売行不振と夏場の資金繰りが窮迫し、文字通り最悪の危機にあるが、これを打破する即効薬として当面の対策を見出すことは困難」と述べ、対策の樹立や闘争の対象から除外した。一方、特需景気に乗って「平常就業人員を遥かにオーバーする人員で採用して強行出炭」をおこなったため、乱掘による「採炭切羽の行詰り」と現在の石炭過剰により企業運営が困難となっている中小炭鉱については、大手炭鉱の浮遊鉱区の解放や切羽の整備などをおこない、経営側が労組と協力することで危機を脱することができるものとみなしている。さらに、大手に匹敵する規模の中小炭鉱については、大手に対するのと同じ闘争を進めることにしている。炭労は5月13日に石炭産業平和再建会議を開き、「合理化と失業問題」「合理化と中小炭鉱対策」について分析をおこなうことを決定しているが、最も弱小の炭鉱に対しては事実上、切り捨てていたのである。⁽⁵²⁾

1954年に入り、労働省でも、石炭産業と造船工業の労働事情を現地に於いて把握するため、北海道、兵庫、福岡、佐賀、長崎の各道県に調査団を派遣するなど、炭鉱の失業問題への対策を重要課題としていく。⁽⁵³⁾ そして、7月、第5次吉田茂内閣の下で開かれた第19回国会衆議院労働委員会では、「失業対策、労使関係及び労働基準に関する件」が重要な議題となり、「人権争議」と言われた近江絹糸争議とともに佐賀県の唐津炭田の中小炭鉱である高倉炭業が経営する岩屋炭鉱の争議が採り上げられ、参考人が招致された。岩屋炭鉱は、前年6月の水害ですべての坑道が水没するという被害を受け、7月には従業員1270名中、約990名を解雇したため、争議となり1954年1月に地労委の調停で収まり採炭が再開されたものの、2月からは賃金支払いが滞り、結局、8月19日に廃山となってしまう。⁽⁵⁴⁾ この間、労組は衆参両院でこの問題を取り上げるように働きかけ、福岡県庁、

佐賀県庁の前で座り込みもおこなった。⁽⁵⁵⁾ こうした行動により、第19回国会での参考人招致となったのであるが、まさに、廃山の直前に国会でようやくその窮状が訴えられたことになる。

7月29日の委員会には岩屋炭鉱の労働組合書記長古賀茂、同組合員で炭鉱婦人会の副会長である秋好トムノ、同組合員の今村国年が参考人として発言した。秋好は、1か月の賃金が1000円とか1500円である現状で「これ以上しんぼうしていたら、あつちこつちにいろいろ暴動が起るんじゃないか」と、古賀は「このままほつておけば餓死するという寸前まで行き、かぼちやのくきなどを混食いたしまして一応生活はやつております」と、それぞれ生活の窮状を訴え、今村は「経営者が企業努力をいかにいたしたといたしましても、現状の状態ではどうにもならない」ので、「重油の輸入を大幅に削減してもらう以外に、炭鉱は立ち直る方法はない」と、炭鉱救済の国策の実行を強く求めた。そして、こうした発言を受けて稲葉修（改進黨）は、労働省の見解を求めると、労働省の姿勢は前述した1949年当時のそれより後退し、労政局長中西実の答弁は具体性を欠き、職業安定局長江下孝に至っては、失業者の発生は今の経済政策の下では避けられないと答弁した。並木芳雄（改進黨）は「炭鉱がどうにも救済ができなくてつぶれてしまつてもしかたがない」と政府は覚悟を決めているのかと追及した。しかし、通商産業省石炭局長斎藤正年の答弁は「中小炭鉱のうちで、合理的な経営をやつて何とか経営し得る炭鉱」に対しては再建できるように努力はするが、全国に800ほどもあるすべての炭鉱の状況を把握することは困難であると、救済を求める岩屋炭鉱を突き放すものであった。⁽⁵⁶⁾ 結局、この日の政府の答弁は、岩屋炭鉱の労働者の訴えにはまったく答えないものとなっていた。

さらに、7月31日、同委員会に高倉商事株式会社取締役の中山亀彦が、高倉炭業の会社側の立場の参考人として会社の窮状を説明するが、そこでも「九州の中小炭鉱は、何とか議会の方をお願いいたしまして、根本的に救済する方法を講じていただきたい」と、国策による救済を強く求めた。こうした発言を受けて、持永義夫（自由党）でさえ、「人道上から見て看過できないような状態の炭鉱につきましては、ひとつ特別な考慮を払つて、十分対策を講じていただきたい」「労働省が主になられて、石炭局と連絡をとられ、何かそういうような特別な委員会といますか、相談でもよろしゅうございますから、そういうことを進んでやつていただくように、特に私からもお願い申し上げておく」と政府の対策を求めるに至った。⁽⁵⁷⁾

一方、参議院労働委員会でも閉会中の9月11日、「中小炭鉱の労働問題に関する件」について参考人を招致して意見を聞いている。まず、経営側から日本石炭鉱業連合会の国崎真推は「只今中小炭鉱はその約半数が崩壊の寸前にあると、いうよりも崩壊の途上にある」と衝撃的な発言をおこない、その主たる原因が「重油及び外国炭といういわゆる外国商品

の侵略」であることを指摘、政府に企業による保有貯炭への融資、中小炭鉱への特別融資を求めた。しかし、国崎は「八百四十八もある炭鉱が、その炭鉱が現在のまま皆切抜け得るということは勿論考えておりません。当然その中には止むを得ず遺憾ながら消えていかねばならない宿命の炭鉱もあると思いますが、現在の段階では国の経済から見ましても、生かしておかねばならんという炭鉱までが崩壊し或いは崩壊に瀕しておる」とも述べているように、救済を求めたのは、炭鉱経営者の視点から残すべき価値があると認められる炭鉱に対してのみであった。⁽⁵⁸⁾ この国崎の主張は、まさに経営者団体の視点に立つものであり、翌年に成立する石炭鉱業合理化臨時措置法の趣旨そのものであった。

次に発言したのは福岡採炭大川鉱業所の労働者古川覚一である。古川は、「一月二月の遅配、欠配は無論のことではありますが、甚だしいのになると、約一年近くも一銭の給料ももらっておらないというのがこの中小炭鉱の現状であります」「家庭において十円の、僅かに十円の金もないという状態であります」「娘を売り、或いは家内を売つたという実情は決して少なくないのであります」と中小炭鉱の惨状を訴えた。古川は、家に10円の現金もなく、妻子を売るまでに追い込まれている中小炭鉱労働者の生活への早急な救済策を求めているのだが、石炭局長斎藤正年の答弁は、「石炭問題を根本的に解決する方策」が必要で、それには「関係省の間に一通り大体の趣旨について了解がついてからでなければ、ちょっとむずかしい」という悠長なもので、労働省労政局労働組合課長山崎五郎の答弁も賃金の遅配について「関係局と打合せの上で、適当な機会にその資料を出したい」と、これまた緊急性への認識を欠いたものであった。このように、政府の対応は中小炭鉱の惨状に対しては冷淡で、まさに石炭鉱業合理化臨時措置法への道を予測させるのに十分なものであった。⁽⁵⁹⁾

さらに、この日の午後、同委員会では「地方労働官公署、労働金庫及び石炭、造船繊維その他中小企業の実情、金属工業、窯業及び鋳物業等におけるけい肺発生の状況並びに造船その他の産業における労務供給の実情」の調査のため、7月下旬～8月中旬に中京、九州、北陸に派遣していた議員よりの報告がおこなわれた。このなかで、炭労出身の阿具根登（左派社会党）が岩屋炭鉱の状況を事例に、中小炭鉱の現状は「単なる労働問題の域を脱し、今や、深刻な社会問題と化しつつあり」、「今や瞬時も放任し得ない状態」であると報告した。阿具根は、調査した岩屋炭鉱など佐賀・長崎両県の3鉱について「従業員特に鉱員の生活は悲惨を極め、僅少な現金と金券による最低生活は乳児のミルク購入にも事欠く始末でありまして、学童の欠食、教科書、学用品の未購入、ひいては欠席児童の発生等の事例を惹起せしめ、これを補うべく、多くの者は高利貸からの借金に苦しめられ、内職により幾らかの生活の資を得んとするもの、更には、企業再建の見通しなしと判断して離職するものも少ない状況であります」と具体的に、その惨状をあげ、「一企業体、一府県

の解決しうる問題ではなく、国の基幹産業として、これが救済のため、政府は、積極的な打開策を可及的速かに講ずべき」だと、炭鉱に関する報告を結び、国策としての救済の必要を強く求めた。⁽⁶⁰⁾

このような国会での訴えにもかかわらず、吉田内閣は早急な救済策を講じることはなかった。しかし、国会で問題化したこともあり、中小炭鉱の惨状には社会の関心が集まった。北海道、常磐、北九州の炭鉱を訪れた天達忠雄（明治学院大学）、坂寄俊雄（大阪社会事業短期大学）、宇治田富造（立教大学）は、筑豊では「人身売買も、福岡県婦人少年室の調査では、その疑いのある事件が、炭鉱と中小企業中心に約八百件浮んできている」と報告し、⁽⁶¹⁾ 岩屋炭鉱を訪れた『朝日新聞』の永島寛一も「判明しているだけで、すでに四人の女性がいわゆる身売りしている。三人が娘、一人は人妻で、唐津や北九州の特飲店で働いているという。このままでゆけば、一家が生きのびるために、身売りも殖えよう」と述べている。⁽⁶²⁾

4. 炭鉱不況下の筑豊

筑豊での炭鉱労働の実態を膨大な画文に記録した山本作兵衛は、1954年の日記の冒頭、「新年の所感」に「物価は刻々と高騰しておる。芽出度い新年に当り先は余りにも明るくない前途に障碍物やイバラが幾重にも横たわっておる。特に中小ヤマは倒産壺歩前になっておる」と、不安な心境を綴っている。⁽⁶³⁾ 筑豊もまた、炭鉱不況の渦中にあった。

応用化学者として「石炭と原始エネルギー」（『技術文化』1巻1号、1946年3月）という論文を執筆している東京工業大学助教授崎川範行は、1954年7月、不況下の筑豊の炭鉱を訪ね歩いている。まず、二瀬町では30余りある炭鉱の過半数が閉山している事実直面し、飯塚市では「大手筋の山が五社あるが、その中にさえ困り抜いている所があり、中小炭坑ではその八割が休廃業している。失業のほか遅配、不払いの山が多く、これらの山の労働者の生活は極度に惨めであり、学校では長期欠席児童や欠食の児童が著しく殖えている」ことを崎川は知る。飯塚の公共職業安定所では、調査課長から「昨年一月からこの六月までに企業整備で人員整理を行つた炭坑の件数は、確認されたものだけでも九〇を超え、人員では七千名に近い」との説明を受け、引き揚げ者で炭鉱労働者になったが、給料不払いのため退職し、退職金も不払いだという44歳の求職者から「去年の十月から遅払いが始まり、間もなく支払は金券になつた。組合では毎週土曜に現金千円の支給を交渉したが、結局は月に現金千五百円しか入らなかつた。四人の子供が学校に通っているが、その教育どころか食事にも困る。とうとう見切りをつけて失業保険を貰うことにした」という窮状を聞き取っている。その失業保険証を抵当に借金をする者も多く、「落ち行く先は娘の身売りか新聞の社会面という所になるのではあるまいか」と崎川は憂慮するが、調査

課長も人身売買の事実を認めていた。

崎川は7月に生き埋め事故を起こした田川の靱井炭鉱も訪れる。ここは4月に一度休山して労働者全員を解雇した後、経営者が替わって6月に再開していたが、労働者は半数に減り、賃金も25%下がっていた。労働者全員が質屋通いし、子どもを学校に行かせず奉公させた者もいる。また、崎川は大手の三菱飯塚炭鉱を訪れているが、そこでも労働者を「企業整備ですでに半数を整理した」状況で「内情は火の車」であることを知る。崎川はこのような現実を前に「筑豊の炭坑都市は失業都市でもある」という感想を漏らした。⁽⁶⁴⁾

崎川の調査にしても、前述した天達らの調査、永島の調査にしても、中小炭鉱における子女の身売りが問題にされている。中小炭鉱の不況は、女性や子どもに大きな犠牲を払う結果となった。以下、筑豊炭田における子女の人身売買について検討しよう。

第19回国会閉会中の1954年11月9日、参議院文部委員会では、「北九州における学童問題に関する件」について審議を継続し、北九州の炭鉱地帯で発生している長欠児童・生徒や給食費滞納の問題について福岡・佐賀・長崎三県の担当者を参考人として招き意見を聴取した。このとき、矢島三義（左派社会党）が、三者の発言のなかに、炭鉱地帯における人身売買についての説明がなかったことを指摘し、説明を求めた。しかし、福岡県教育長中尾莊兵衛は「私はこの具体的な事例につきましては余り詳細には承知しません」と回答、長崎県教育委員会事務局体育保健課長吉岡隆徳も「今日そういう実情はございません」と明言した。佐賀県教育長坂井隆治だけは「小城地区、それと巖木地区に人妻の身売りが若干あったことを聞いております。巖木地区では多分四名とか聞いております。小城地区にも一、二のケースがあつたと聞いております」と、人身売買の事実を認める発言をおこなっているが、これにしても、「多分」とか「聞いております」という文言からも明らかのように、調査をした結果ではなく、伝聞による不確かな情報であり、こうした北九州三県の教育行政の責任者3名の発言は、炭鉱地帯における人身売買の現実への関心の低さを表していた。⁽⁶⁵⁾

しかし、現実には深刻であった。すでに、1953年8月に石炭の廃石（ボタ）を水洗して石炭を採取していた福岡県遠賀郡香月町の業者が「炭界の不況で事業はうまく行かなくなり、20歳と15歳の娘を田川市内の「特殊飲食店」に売ったとして摘発されており（『時事新聞』1953年8月8日）、「家計を助けるために、子守や女中やでつち奉公に出なければならぬために、長期欠席する子供」が増加していた。⁽⁶⁶⁾

福岡県教育庁嘉穂出張所のまとめでは、1954年2月の嘉穂郡下の小中学校の長期欠席者は小学校で560名、中学校で727名を数え、それは1月末の数字（小学校446名、中学校565名）に比し「驚くべき急増加」となり、長期欠席者の90%を炭鉱地帯の学校が占めていた（『毎日新聞』筑豊版、1954年2月16日）。「中小炭鉱がゴマ塩のように散在する

直方市下境、中泉地区」でも中学生の長期欠席が増加しているため、1954年10月、福岡法務局直方支局が実態調査をおこなうが、直方第一中学校では全校生徒856名中、半月以上の長期欠席者は5.14%に当たる44名で、保護者の職業では炭鉱労働者が32名で最多であった（『夕刊フクニチ』炭鉱版、1954年10月24日）。

こうした長期欠席者の激増は人身売買の激化を反映する。田川市教育委員会では、炭鉱労働者の子女を抱える田川中学校で「一、二カ月の期限付きで農家に手伝いにやられる者がかなりあり、現に手伝いに行ったままもどって来ない子もいる」現実があることに對し、「人身売買の疑いもある」と注意していた（『朝日新聞』筑豊版、1954年2月6日）。また、田川児童相談所には、「生活難から母が身売りした上父には逃げ出された」子どもが1954年4月に13名も収容されたが、そのほとんどが炭鉱労働者の子どもであった（『朝日新聞』筑豊版、1954年4月25日）。

同じ4月には、19日に嘉穂郡穂波村の三菱飯塚炭鉱の炭鉱住宅に住む15歳の少女ら15名が県内の「特殊飲食店」に売られた事件（『毎日新聞』筑豊版、1954年5月20日）、29日には同村平垣炭鉱で17歳の少女が岡山市の「特殊飲食店」に売られた事件（『朝日新聞』筑豊版、1954年4月30日）も発覚、6月3日には鞍手警察署が「鉱界不況につけ込んで筑豊炭田地帯の鉱員の子女を専門にねらう人身売買団の一味」3名を児童福祉法違反、職業安定法違反などの容疑で逮捕した（『筑豊タイムス』1954年6月4日）。飯塚署管内では、1954年1月～9月に、児童福祉法違反、職業安定法違反など人身売買事件で逮捕された者は45名に達していた（『毎日新聞』筑豊版、1954年9月30日）。同年10月の嘉穂郡碓井町のある炭鉱住宅街では、500世帯のうちで「特飲店やそれにちかいアイマイ屋に身を沈めた女はここ一年ばかりの間に四、五十名に上っている」とも報じられている（『西日本新聞』筑豊版、1954年10月4日）。

福岡地方検察庁飯塚支部の調べでは、筑豊地区における児童福祉法、職業安定法、および借金の返済を迫って女性に売春させることを禁じたポツダム勅令9号等への違反事件は、1952年が52件、1953年が41件であったのに対し、1954年は1月～5月だけで38件に達し、人身売買の被害者の約9割は中小炭鉱労働者の子女であった（『朝日新聞』筑豊版、1954年6月4日）。飯塚警察署では同年10月7日に筑豊地区の6警察署と合同で人身売買の一斉取り締まりをおこない、さらに24名を摘発し、その被害者は37名に及ぶが、同署防犯課の刑事は「被害の実数は約四、五十倍と見てよい」と語っていた（『毎日新聞』筑豊版、1954年11月6日、『朝日新聞』筑豊版、1954年10月8日）。同じく、この取り締まりでは、直方市と鞍手郡で23名が逮捕されている（『筑豊タイムス』1954年10月8日）。この一斉取り締まりの期間に田川児童相談所も不就学者の実態調査を実施しているが、それによれば、「田川地区の所在不明の不就学児童は九十一名（うち男はわずかに五名）に上っ

ており、表面はほとんど大部分子守り、女中などとなっているが、その住込み先はまったく雲をつかむようなもので、明らかでなく、その奉公契約は年期前借の方法をとって実質的には身売り奉公になって」いた（『西日本新聞』筑豊版、1954年10月10日）。

この頃、不況にあえぐ筑豊地域の状況を取材した朝日新聞記者は「炭住や失業者の人身売買もふえてきた。本年に入って筑豊九署で約四十件、七十名近い婦女」が人身売買の犠牲になっていると報告している（『朝日新聞』筑豊版、1954年10月6日）。また、地元紙『筑豊タイムス』は10月13日の紙面で、「黒い『キガ地帯』筑豊」と題し、飯塚市内のある炭鉱住宅街（五〇〇世帯）では、「一年間に五十名近くの娘さんや人妻が身売りしている」ことや、鞍手郡と直方市の炭鉱住宅街では「『きのうまでいた娘が今日はいなくなる』ことも珍しくなく人々ももう気にも止めなくなつている」ことを報じている。

1955年4月29日には、福岡県田川郡糸田町の観世音炭鉱の労働者が妻の売られた先である田川市の「特殊飲食店」に現われ、妻とダイナマイトで心中するという事件も起きている。筑豊の中小炭鉱地帯では、まず家財道具を売り、次に娘を売り、「あらゆるものを売りつくし最後に人妻までが身を売る」という現状にあり、「人身売買は公然の秘密」となっていた（『毎日新聞』1955年6月13日）。まさに、「人買いの街となった筑豊」とまで表現された現実がそこにあった（『西日本新聞』筑豊版、1955年8月27日）。

5月17日に直方署に逮捕された周旋人は「困っている炭鉱地帯の女子に話をもちかけては特飲店に世話し、一人につき三千円から五千円の周旋料を受取り本年に入って三十名の女子を売込んでいた疑い」があった（『朝日新聞』筑豊版、1955年5月19日）。直方市では、1955年に入ってから身売買事犯として逮捕された者は1月が28名、2月が11名、3月が1名、4月が2名、5月が10名、6月が9名、7月が2名、8月が1名と漸減していたが、9月には18名に達していた（『筑豊タイムス』1955年10月1日）。

山田市でも、5月に入り、前年末から炭鉱失業者や中小炭坑労働者の家庭を訪れ、15歳の少女ら10名を売春目的で料理屋に売った事件が摘発されるが、逮捕された4名は、炭鉱労働者の夫婦2組であった（『西日本新聞』筑豊版、1955年5月14日）。

不況の炭鉱からは人身売買の被害者のみならず加害者も生まれていた。筑豊地区の9警察署から人身売買に関して家庭裁判所飯塚支部少年調査室に持ち込まれる検挙届は1955年の1月～5月で62件に及び、これは前年同期より12%も多く、この事実を重く見た各警察署では、閉休した炭鉱の炭鉱住宅街を中心に少女の人身売買防止の摘発を強化し、特に戸口調査をおこない、少女の移動に注意するよう、各駐在所・派出所に指令した（『朝日新聞』筑豊版、1955年5月20日）。こうした方針の下、5月17～27日の期間だけで、筑豊地区では28名が検挙されるが、「被害者も農村出身者は皆無でいずれも炭住街出身者ばかり」で、6名の被害者を救出した飯塚署防犯課では「被害の実数は恐らく二、三十倍

に上ろう」と憂慮していた（『朝日新聞』筑豊版、1955年5月28日）。

飯塚市では、5月31日、中学の長欠生徒16名を含む40数名の「ヤマの少女」たちを広島市内のパチンコ店に売った女祈祷師が逮捕されている。事件の舞台となった嘉穂郡の炭鉱は「ド底、の苦境状態をくり返して」おり、「溺れるものは藁をもつかむ、状態」だったという（『筑豊タイムス』1955年6月2日）。

9月3日、嘉穂郡・飯塚市・山田市の人権擁護委員会が開いた「炭界不況下の人権をきく座談会」の場で、山田市の教育委員は「長期欠席の児童が子守奉公やボタ拾いをやらされたり、中学校を卒業したばかりで、特飲店に売り飛ばされている。一番犯されやすいのは子供の人権ではなからうか」と嘆いていた（『西日本新聞』筑豊版、1955年9月4日）。

また、9月9日、飯塚公共職業安定所が開いた年少者不当雇用防止懇談会でも、「中学卒業を前に周旋人の手で苦界に身を売られている例も多く、失業者の家庭はその日の米さえもない状態で、娘を遊ばせておくわけにはいかないというのが原因のようだ」（飯塚公共職業安定所）、「生徒が転校証明をもらいにきたのでどこへ転校するのかと聞いたところ知らないという。そこで調査したら学籍を抜くための手段であった。こうした例はひんぴんと起っており、転校書類の発行を十分検討することによってあるていど人身売買を防止できる」（教育関係者）、「転落の大きな原因は不況だ。さらにそれにつけ込む高利貸、頼母子講ノバッコだ。高利に食われて困窮者たちはどうにも動きがとれなくなり、それに周旋業者がつけ入り、女中に世話するなどあざむいて娘を売らせているのだ。なかには十三歳の少女に客をとらせていた場合さえある」（警察署）など、人身売買の惨状が報告された（『西日本新聞』筑豊版、1955年9月10日）。

福岡県でも、9月1日から人身売買取締強調月間として県下一斉に摘発をおこない、このときも飯塚署のみでも、15日までに15件を摘発、8名を検挙し、未成年者3名を含む11名の被害者を救出した（『朝日新聞』筑豊版、1955年9月17日）。9月27日の段階では被検挙者は29名に達していた（『西日本新聞』筑豊版、1955年9月28日）。さらに、12月15日には、福岡法務局が、筑豊地区と八幡市にまたがる人身売買事件に関し、売った側と買った「特殊飲食店」側の7名を福岡地方検察庁に告発している。この件について、同局人権擁護部の宮城俊治は「今までは申告者の救済を主眼にして被害者を救済できたら事件の調査を打切っていたが、今度からは事件の不法性を明確にして徹底的に追及する」との決意を語っている。炭鉱不況が深刻化するなか、筑豊地区での人身売買は止まるところを知らない勢いであった。

一方、1955年3月～4月、炭労九州地方本部と九州産業労働科学研究所が筑豊炭田の中小炭鉱5地区の失業者815世帯に対しておこなった調査の第一次中間報告書では、1953年以降に失業した世帯が692世帯と全体の84.9%を占め、炭鉱不況とそれに対する炭鉱合

合理化政策が中小炭鉱に大量の失業者を生み出していた現実が実証されている。そして、失業した世帯主に代わって家族が就業している世帯は 431 世帯で、そのうち出稼ぎする者は 139 名に及び、「出稼は多くの場合、口減らし、であり、その仕事は女中・農家住込・料飲店・中小炭鉱・徒弟・職人・店員など」であるが、この業種を見る限り、人身売買がおこなわれている可能性は高い。事実、42 歳の母親が「三〇〇〇円の借金のかたに客商売をしており、収入は楼主六〇%、本人四〇%だが、衣料代、食事代、部屋代など差引かれるため、現在は借金一三〇〇〇円にふくれ上つている」という事例も報告されている。2 月中に 16 日以上、長期欠席した子どもは小学生で 15.5%、中学生に至っては 25.6%にも及んでいた。⁽⁶⁷⁾

さらに、この調査の最終報告書では、失業者世帯から働きに出ている主婦 107 名のうち、「女中」が 5 名いるが、それはいずれも「特殊飲食店らしい」事実、「中小炭鉱失業者が密集する地帯では、主婦の密淫売が現われている」事実が明記されている。そして、失業世帯の子どもたちについては「とくに女の子の就業先として、女中、子守、特飲・料亭・飲食店などが大きな比重を占めている」が、これは『『人身売買』・『売春』の問題と関連して、社会的に大きな問題である」と指摘されている。報告書に引用されている筑豊生活と健康を守る会の『生活通信』第一号にも「福岡の柳町・大浜特飲街、直方・飯塚・田川など炭鉱都市の特飲街の女、芦屋・筑城・板付など基地の女は、その七〇%近くが炭鉱に関係ある貧困者の家から売られた女たちといわれ」と記されている。また、個別の事例においても、嘉穂郡のある炭鉱では、炭鉱住宅一棟の六世帯が「妻を身売りさせて借金の清算」をおこなったという証言が記されていた。⁽⁶⁸⁾ 筑豊炭田など北九州の炭鉱で起きているこのような現実、他の炭田地帯でも同様であった。炭鉱、特に中小炭鉱へは喫緊の救済策が必要であった。

おわりに

合理化政策が開始され、さらに石油や外国炭の輸入の増加の追い討ちを受け、1950 年半ば、石炭産業は存亡の危機に陥った。吉田内閣にとっても、炭鉱労働者の大量失業は回避できない問題となっていくが、あえて失業対策に手を着けることはしなかった。そして、1954 年 12 月に政権交代した民主党の鳩山一郎内閣は、通産相石橋湛山の下で、失業対策よりも、石炭産業合理化臨時措置法による炭鉱のスクラップ・アンド・ビルド政策を優先させていく。1950 年代に通産省石炭局調整課長、さらに同局炭政課長を歴任した町田幹夫は、炭鉱の失業者について「初めは労働省もあまり問題にしなかった」と回想しているが、⁽⁶⁹⁾ 鳩山内閣は、予測されるスクラップされた中小炭鉱の失業者の救済に消極的であった。次稿では、こうした鳩山内閣による石炭産業合理化臨時措置法制定過程と、その下で

の失業問題を検討していく。

付記 小稿は、1959年～1960年に炭鉱失業家庭の救済を目的に展開された黒い羽根運動の総合的研究の一環をなすものである。小稿作成においては、国立国会図書館、国立公文書館、田川市立図書館、直方市立図書館、福岡県立図書館、福岡市総合図書館を利用させていただいた。厚く御礼申し上げる。

註

- (1) 藤野豊「炭鉱合理化政策の開始と失業問題」(『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』13号、6月)
- (2) 「炭労大会の回顧」(『炭労』42号、1949年6月22日)。
- (3) 「声明」「公団をいまツブすな！」(『炭労』号外、1949年8月2日)。
- (4) 「政府の炭鉱破カイ策防げ」(『炭労』号外、1949年8月20日)。
- (5) 労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査』1巻(中央公論社、1957年)、176～183頁。
- (6) 石炭業界のあゆみ編集委員会編『石炭業界のあゆみ—日本石炭協会の50年を中心にふりかえる—』(石炭エネルギーセンター石炭技術会、2003年)、6～10頁。
- (7) 「動静」(『石炭情報』4号、1949年7月10日)、巻頭。
- (8) 「動静」(『石炭情報』6号、1949年7月30日)、巻頭。
- (9) 「動静」(『石炭情報』15号、1949年10月30日)、巻頭。
- (10) 「動静」(『石炭情報』16号、1949年11月10日)、巻頭。
- (11) 「動静」(『石炭情報』17号、1949年11月20日)、巻頭。
- (12) 「動静」(『石炭情報』18号、1949年11月30日)、巻頭。
- (13) 「動静」(『石炭情報』23号、1950年2月10日)、巻頭。
- (14) 日本石炭鉱業聯盟編『石炭労働年鑑』1950年版、10～11頁、16頁。
- (15) 中島征帆「現実の困難を克服 合理的経営実現へ努力」(物価庁『物価時報』3巻5号、1949年5月)、4～5頁。
- (16) 石炭庁「石炭鉱業合理化に関する法律案」(内閣法制局「法令案審議録 商工省関係4」、本館—4A-029-00・平14法制01133100—国立公文書館所蔵—)。
- (17) 北海道炭礦汽船株式会社編『石炭国家統制史』(日本経済研究所、1958年)、811～813頁。
- (18) 朝日新聞社経済部編『朝日経済年史』1950年版(朝日新聞社)、161頁。
- (19) 『第五回国会衆議院商工委員会議録』3号、11頁。
- (20) 『第五回国会衆議院経済安定委員会議録』6号、14頁。
- (21) 『第五回国会衆議院経済安定委員会議録』7号、10～11頁。
- (22) 『第五回国会衆議院商工・労働委員会連合審査会議録』1号、7頁。
- (23) 『第五回国会衆議院商工委員会議録』11号、8～9頁。
- (24) 『第五回国会衆議院労働委員会議録』17号、13～14頁。
- (25) 『第五回国会衆議院議院運営委員会議録』33号、5頁。
- (26) 『第五回国会衆議院会議録』28号、486～487頁。
- (27) 『第五回国会衆議院労働委員会議録』19号、3頁。
- (28) 『第五回国会衆議院商工委員会議録』15号、16頁。
- (29) 『第五回国会参議院商工委員会議録』17号、3頁。

- (30) 『第五回国会参議院労働委員会会議録』15号、1～2頁。
- (31) 『第五回国会参議院商工委員会会議録』19号、4頁。
- (32) 『第五回国会参議院商工委員会会議録』19号、10頁。
- (33) 『第五回国会衆議院商工委員会会議録』28号、13頁。
- (34) 『第五回国会衆議院商工委員会会議録』29号、14頁。
- (35) 『第五回国会衆議院商工委員会会議録』28号、13頁。
- (36) 『第五回国会衆議院商工委員会会議録』30号、4頁。
- (37) 『第五回国会衆議院商工委員会会議録』32号、6頁。
- (38) 資源庁編『石炭鑛業の問題—統制撤廃後六ヶ月の経過—』（財団法人商工協会、1950年）、8頁、34～35頁、47頁。
- (39) 稲葉修三「転換期の石炭産業」（『石炭評論』1巻1号、1950年6月）、8～9頁。
- (40) 宮崎勇「苦悩する基幹産業—石炭鉱業はどこへ行く—」（『労働時報』7巻10号、1954年10月）、20～21頁。
- (41) 森川覺三「炭鉱合理化の今日と明日」（『石炭評論』2巻1号、1951年1月）、26頁、28頁。
- (42) 柴崎芳三「合理化の進捗状況と問題点—石炭鉱業を中心に—」（『職業研究』6巻4号、1952年4月）、10頁、14頁。
- (43) 山中恒「石炭鉱業の合理化について」（『熱管理』5巻9号、1953年8月）、32～33頁。
- (44) 富田祥一「合理化過程における石炭産業—経営状況を中心として—」（『経済情勢』276号、1952年9月）、55頁。
- (45) 「石炭鉱業合理化の方向・上」（『東洋経済新報』2527号、1952年6月7日）、59頁。
- (46) 岩川興助「不況下に於ける炭鉱合理化—政策において要望する点—」（『経済時代』18巻6号、1953年7月）、112頁。
- (47) 「炭鉱を襲う企業合理化の嵐・1」（『労働週報』643号、1953年6月6日）、8頁。
- (48) 「炭況の見通しと石炭鉱業の合理化」（『証券月報』57号、1953年5月）、19～21頁。
- (49) 岩田正三「石炭鉱業の実態とその合理化対策」（『経団連月報』1巻11号、1953年11月）、42～43頁。
- (50) 御厨貴・佐脇紀与志編『石炭政策オーラル・ヒストリー』（政策研究大学院大学、2003年）、12頁。
- (51) 「今次の炭鉱における企業合理化概況—三井・北炭・三菱の解雇基準と交渉過程—」（『労政時報』1252号、1953年9月25日）、2～6頁。
- (52) 「炭鉱を襲う企業合理化の嵐・2」（『労働週報』646号、1953年6月27日）、20～21頁。
- (53) 森内繁八「不況にあえぐ中小炭砒の実相」（『労働基準』6巻7号、1954年7月）、11頁。
- (54) 永島寛一「ボタ山の労働者と主婦たち—北中州の炭鉱町をあるく—」（『世界』108号、1954年12月）、155頁。
- (55) 天達忠雄・坂寄俊雄・宇治田富造「失業の実情と失業者の闘い—仕事と生活をかえせ—」（『中央公論』69巻12号、1954年12月）、127頁。
- (56) 『第十九回国会衆議院労働委員会会議録』32号、6～12頁。
- (57) 『第十九回国会衆議院労働委員会会議録』34号、33頁、36頁。
- (58) 『参議院労働委員会（第十九回国会継続）会議録』7号、1頁、3頁。
- (59) 同上書、3～4頁、8～9頁。
- (60) 同上書、9～11頁。
- (61) 天達忠雄・坂寄俊雄・宇治田富造前掲文、125頁。
- (62) 永島寛一前掲文、156頁。
- (63) 福岡県立大学生涯福祉研究センター「山本作兵衛さんを読む会」編刊『山本作兵衛資料 日記・手帳』2巻（2003年）、1頁。
- (64) 崎川範行「どん底に喘ぐ炭坑夫—不況の筑豊炭田現地ルポ—」（『文藝春秋』32巻14号、1954年9月）、98～100頁、103頁。

- (65) 『参議院文部委員会（第十九回国会継続）会議録』22号、5～6頁。
- (66) 「失業地帯・筑豊炭田」（『福音と世界』10巻2号、1955年2月）、33頁。
- (67) 日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所編『中小炭鉱失業者の生活実態調査（第一次中間報告）』（1955年5月）、1頁、3頁、9～10頁、27頁、49頁、52頁。なお、九州産業労働科学研究所は、九州大学教授森耕二郎を所長として発足し、労働組合単位の加盟を原則にして、九州における「労働組合の階級的な共同調査機関」として機能した（戸木田義久『九州炭鉱労働調査集成』の刊行にあたって）、戸木田義久『九州炭鉱労働調査集成』、法律文化社、1989年、1頁）。
- (68) 日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所編『失業者—カンテラは消えず—』（五月書房、1955年）、107～108頁、110～111頁、220頁。
- (69) 御厨貴・佐脇紀与志編前掲書、25頁。